

令和8年 第2回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

令和 8 年第 2 回南会津町議会臨時会会議録目次

第 1 日 5 月 2 2 日（金）

◎議事日程	1
◎本日の会議に付した事件	2
◎出席議員	2
◎欠席議員	2
◎説明のための出席者	2
◎事務局職員出席者	2
◎開会の宣告	3
◎開議の宣告	3
◎議事日程の報告	3
◎会議録署名議員の指名	3
◎会期の決定	3
◎諸報告	4
◎町長挨拶及び所信表明	6
◎発言の申出	7
◎議案第 3 5 号 専決処分についての上程、説明、質疑、討論、採決	8
専決第 5 号 南会津町税条例の一部を改正する条例	
専決第 6 号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例	
専決第 7 号 令和 7 年度南会津町一般会計補正予算（第 9 号）	
専決第 8 号 令和 7 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	
専決第 9 号 令和 7 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
専決第 1 0 号 令和 7 年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
専決第 1 1 号 令和 8 年度南会津町一般会計補正予算（第 1 号）	

◎議案第 3 6 号	工事請負契約について（南会津町防災行政無線設備更新工事） の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 5
◎議案第 3 7 号	工事請負契約について（道路メンテナンス事業 鳥井戸橋補 修工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 1
◎議案第 3 8 号	工事請負契約について（道路メンテナンス事業 石湯橋補修 工事）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 2
◎議案第 3 9 号	物品購入契約について（小型ポンプ付積載車購入）の上程、 説明、質疑、討論、採決……………	3 3
◎議案第 4 0 号	物品購入契約について（消防団用高視認活動服購入）の上程、 説明、質疑、討論、採決……………	3 4
◎議案第 4 1 号	物品購入契約について（会津高原南郷スキー場施設整備事業 整備用機器購入）の上程、説明、質疑、討論、採決……………	3 6
◎議案第 4 2 号	物品購入契約について（建設機械購入）の上程、説明、質疑、 討論、採決……………	4 2
◎議案第 4 3 号	監査委員の選任についての上程、説明、質疑、討論、採決……………	4 6
◎議案第 4 4 号	教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、討論、 採決……………	4 7
◎南会津町選挙管理委員会委員及び補充員選挙……………		4 8
◎閉会の宣告……………		4 9
◎署名議員……………		5 1

令和 8 年 第 2 回 南 会 津 町 議 会 臨 時 会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 5 月 2 2 日 (金曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 議案第 3 5 号 専決処分について
 - 専決第 5 号 南会津町税条例の一部を改正する条例
 - 専決第 6 号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例
 - 専決第 7 号 令和 7 年度南会津町一般会計補正予算 (第 9 号)
 - 専決第 8 号 令和 7 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
 - 専決第 9 号 令和 7 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
 - 専決第 1 0 号 令和 7 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
 - 専決第 1 1 号 令和 8 年度南会津町一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 3 6 号 工事請負契約について (南会津町防災行政無線設備更新工事)
- 日程第 6 議案第 3 7 号 工事請負契約について (道路メンテナンス事業 鳥井戸橋補修工事)
- 日程第 7 議案第 3 8 号 工事請負契約について (道路メンテナンス事業 石湯橋補修工事)
- 日程第 8 議案第 3 9 号 物品購入契約について (小型ポンプ付積載車購入)
- 日程第 9 議案第 4 0 号 物品購入契約について (消防団用高視認活動服購入)
- 日程第 1 0 議案第 4 1 号 物品購入契約について (会津高原南郷スキー場施設整備事業整備用機器購入)
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 物品購入契約について (建設機械購入)
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 監査委員の選任について
- 日程第 1 3 議案第 4 4 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 4 南会津町選挙管理委員会委員及び補充員選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番	酒井幸司	議員	２番	芳賀正義	議員
３番	湯田剛正	議員	４番	星和孝	議員
５番	古川晃	議員	６番	渡部裕太	議員
７番	森秀一	議員	８番	川島進	議員
９番	湯田芳博	議員	１０番	室井英雄	議員
１１番	丸山陽子	議員	１２番	楠正次	議員
１３番	湯田哲	議員	１４番	高橋一成	議員
１５番	渡部訓正	議員	１６番	山内政	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部正義	町長	二瓶勝俊	副町長
川島敬章	教育長	遠藤知樹	総務課長
佐藤隆士	総合政策課長	渡部さつき	税務課長
廣野友一郎	住民生活課長	大竹政範	健康福祉課長
橘昭	農林課長	湯田賢史	商工観光課長
室井利和	建設課長	星徹也	環境水道課長
月田啓	会計室長	星貴夫	農業委員会 事務局長
鈴木秀和	学校教育課長	齋藤成	生涯学習課長
阿久津勝英	舘岩総合支所長	星克之	伊南総合支所長
平野芳和	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡辺健二	事務局長	室井夏雄	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○山内 政議長 おはようございます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

ただいまから令和8年第2回南会津町議会臨時会を開会します。

執務中の軽装化の実施に伴い、上衣の脱衣を許します。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○山内 政議長 それでは、本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○山内 政議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

————— ◇ —————

◎会議録署名議員の指名

○山内 政議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、渡部裕太君、10番、室井英雄君を指名します。

————— ◇ —————

◎会期の決定

○山内 政議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日限りに決定しました。



◎諸報告

○山内 政議長 日程第３、諸報告を行います。

本日は、去る３月24日に急逝された故高野精一君の欠員による南会津町議会議員補欠選挙後における初の議会であります。

４月19日に行われた南会津町議会議員補欠選挙において当選されました議員の議席については、議会運営申合せ事項第１の３の規定により前任者の議席となりますので、ご了承願います。

14番、高橋一成君をご紹介します。

14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 高橋一成です。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 次に、14番、高橋一成君の所属する常任委員会については、南会津町議会委員会条例第７条第４項及び議会運営申合せ事項第１の４の規定により、議長が閉会中に産業建設委員会に選任しておりますので、ご了承願います。

次に、４月１日付の定期人事異動による異動職員の紹介をお願いします。

初めに、議会事務局の紹介をお願いします。

議会事務局長。

○渡辺健二議会事務局長 それでは、議会事務局の異動職員をご紹介します。

初めに、議会事務局議事係長から議会事務局長補佐に昇格しました室井夏雄です。

○室井夏雄議会事務局長補佐 室井夏雄です。よろしくお願いいたします。

○渡辺健二議会事務局長 次に、教育委員会分室から議会事務局主任主査兼議事係長に異動しました湯田浩史です。

○湯田浩史議会事務局主任主査兼議事係長 湯田浩史です。よろしくお願いいたします。

○渡辺健二議会事務局長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 次に、執行部の方々の紹介をお願いします。

副町長。

○二瓶勝俊副町長 それでは、私のほうから、4月1日付の人事異動に伴い本会議に出席いたします管理職のうち、異動のあった職員についてご紹介申し上げます。

まず、総務課長ですが、健康福祉課長から昇格となりました遠藤知樹でございます。

○遠藤知樹総務課長 遠藤知樹です。よろしくお願いいたします。

○二瓶勝俊副町長 次に、総合政策課長ですが、総合政策課主幹から昇格となりました佐藤隆士でございます。

○佐藤隆士総合政策課長 佐藤隆士です。よろしくお願いいたします。

○二瓶勝俊副町長 続きまして、会計室長ですが、総務課長から異動となりました月田啓でございます。

○月田 啓会計室長 月田啓です。よろしくお願いいたします。

○二瓶勝俊副町長 続きまして、健康福祉課長ですが、健康福祉課課長補佐から昇格となりました大竹政範でございます。

○大竹政範健康福祉課長 大竹政範です。よろしくお願いいたします。

○二瓶勝俊副町長 続きまして、住民生活課長ですが、生涯学習課長から異動となりました廣野友一郎でございます。

○廣野友一郎住民生活課長 廣野友一郎です。よろしくお願いいたします。

○二瓶勝俊副町長 続きまして、学校教育課長ですが、住民生活課長から異動となりました鈴木秀和でございます。

○鈴木秀和学校教育課長 鈴木秀和です。よろしくお願いいたします。

○二瓶勝俊副町長 続きまして、生涯学習課長ですが、総務課主幹南会津地方広域市町村圏組合派遣から異動となりました齋藤成でございます。

○齋藤 成生涯学習課長 齋藤成です。よろしくお願いいたします。

○二瓶勝俊副町長 続きまして、伊南総合支所長ですが、伊南保育所長兼南郷保育所長から昇格となりました星克之でございます。

○星 克之伊南総合支所長 星克之です。よろしくお願いいたします。

○二瓶勝俊副町長 執行部につきましては以上でございます。

○山内 政議長 これで諸報告を終わります。

— ◇ —

◎町長挨拶及び所信表明

○山内 政議長 ここで、本日の議案審議に先立ちまして、町長より南会津町長選挙後の初めての議会であるため、挨拶と所信表明の発言をしたい旨の申出がありますので、これを許可します。

町長。

○渡部正義町長 皆さん、おはようございます。

去る4月14日に告示、19日に執行されました南会津町長選挙において当選の栄に浴し、2期目の町政運営を担うことになりました。議員の皆様には、引き続きのご支援をよろしくお願い申し上げます。

ただいま議長から発言の機会をいただきましたので、2期目の町政を担当させていただく上で、その所信を申し述べたいと思います。

今回の町長選への立候補に当たり、数多くの有権者の皆様から励ましと期待の言葉をかけていただきました。しかしながら、一方では、加速化する人口減少への不安や地域活力の低下を憂う意見が寄せられていることも事実であります。改めて、町長としての職責の重さを痛感しているところであります。

2期目の町政運営におきましても、議会の議員の皆様をはじめ町民の皆様、さらには関係団体や事業者の皆様の声に耳を傾け、謙虚な気持ちで初心を忘れることなく、町政運営に当たってまいり所存であります。

2期目の町政運営を行うに当たり、次の4年間で目指すべき政策の方向性を公約として取りまとめました。

南会津町が抱える最大の課題は、急速に進む人口減少と若者の流出であると考えております。このことがもたらす影響は、地域経済の活力低下を招き、幅広い分野での担い手不足や支え合う仕組みの弱体化も引き起こしていきます。さらに、税収や地方交付税の減少という町財政運営への悪循環へとつながってまいります。

一方では、十分に生かし切れていない南会津町の特性や優位性があり、このことを意識した政策を遂行することによって、地域の活性化につながる可能性を十分に有しているものと考えます。特に、大地震の発生確率が低い安全な場所であることや首都圏と近距離にある地理的な優位性は、大きなセールスポイントになるものと考えております。

このように町の課題や地域特性を踏まえ、次の3項目を今後の政策の方向性といたしました。

1つ目は、南会津町の優位性を生かしたまちづくりであります。2つ目が、町民が今後とも住み続けたいと思えるまちづくり、そして3つ目が、他地域の人から評価され、選ばれるまちづくりといたしました。

特に重要になってくる視点は、選ばれるまちづくりであり、人口対策や経済をはじめとする地域活力の創出に効果を発揮するものと考えております。

私は、2期目の町政運営のスローガンを「選ばれる町への挑戦」といたしました。その上で、選ばれる町を実現するために、次の5項目を目標として定めました。

目標の1が、安心して生活できる場所として選ばれる町、目標の2が、子育てや教育を行う地域として選ばれる町、目標の3が、仕事をする場所や企業立地先として選ばれる町、目標の4が、観光・交流・体験の地として選ばれる町、そして、目標の5を、選ばれる町を実現するための組織体制の強化といたしました。

このように、私は「選ばれる町への挑戦」をスローガンに掲げ、5つの目標を実現するために全力を尽くしてまいります。

さて、町民の意見を代表する立場にある議員の皆様との議会におけるやり取りで、1期目の4年間では、いろいろな学びを得ることができました。南会津町で起きている課題や求められている施策の方向性に関する質疑のやり取り、これらに対応するための柔軟な役場内の組織の在り方についても提言をいただきました。さらに、一地方自治体だけでは進まない広域的な課題の進展を目指す上での首長としての行動の在り方についてもご意見を賜りました。

市町村行政の運営においては、執行部と議会が両輪となって物事を進めることが大切だと、このように言われておりますが、まさにそのとおりであると感じております。

2期目の町政運営におきましても、議員の皆様とは良好な関係性を構築し、振興計画に掲げる町の将来像、「自然と人が笑顔を育むまち～ともに生きる みんなのふるさと～」の実現に向け、全力を傾注してまいります覚悟であります。

議員の皆様には、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、2期目の所信表明とさせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

◇

◎発言の申出

○山内 政議長 次に、教育長より発言したい旨の申出がありますので、これを許可します。

教育長。

○川島敬章教育長 令和8年3月23日付で議長に対し報告した件ですが、町立伊南小学校の主事が学級費や学校給食費など複数の学校会計の口座から、校長印及び各会計通帳を無断で使用して現金を引き出し、横領したことが判明しました。

任命権者である県教育委員会より、対象職員は横領による懲戒免職処分、校長は指導監督不適正で減給3月処分、教頭は解雇処分を受けました。

これまで町教育委員会を挙げて、校長会や教頭会、学校事務の共同連携推進会議等で公金の適正な取扱いを指導してきたにもかかわらず、このような事態を招いてしまい、極めて残念で、痛恨の極みであります。

改めまして、この場をお借りし、町民の皆様に対し深くおわびいたしますとともに、再発防止に努め、町民の信頼回復に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

○山内 政議長 ただいまの教育長説明のとおり、ご了承願います。

議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、南会津町議会基本条例第10条第1項の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含め、おおむね30分に制限しますので、質疑は簡潔明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定によって、発言は議題以外にわたったり、またはその範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。



◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第4、議案第35号 専決処分について、専決第5号 南会津町税条例の一部を改正する条例、専決第6号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例、専決第7号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第9号）、専決第8号 令和7年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、専決第9号 令和7年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、専決第10号 令和7年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）、専決第11号 令和8年度南会津町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 令和8年第2回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙のところご参集を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、今臨時会に提出いたしました各議案等について、順次、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第35号 専決処分についてであります。本案は、さきの3月議会定例会最終日に申し上げました地方税法等の一部改正に伴う、関係する町の条例の一部改正及び令和7年度の各会計に関する最終補正予算並びに町議会議員補欠選挙の執行に伴う令和8年度一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

初めに、専決第5号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、個人住民税、軽自動車税及び固定資産税について、所要の改正をするものであります。

次に、専決第6号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことを受け、住民税非課税の範囲内で就労調整を行った者について、介護保険料の増額分の減免を可能とするため、所要の改正をするものであります。

次に、専決第7号 令和7年度南会津町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2億1,240万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ140億1,716万7,000円としたものであります。

その補正の主な内容は、各種財源や事務事業費の確定によるものでありまして、歳入の主なものでは、特別交付税の確定に伴う地方交付税のほか、町税等を追加する一方、国庫支出金や県支出金、繰入金、町債等を減額するものであります。

歳出につきましては、各特別会計への繰出金の補正に対応するとともに、事業費の確定見込みに伴い、第1款議会費から第10款教育費まで及び第12款公債費を減額する内容となっており、予備費に関しましては、歳入との調整を措置したものであります。

また、繰越明許費と地方債の変更は、それぞれ第2表繰越明許費補正、第3表地方債補正の

とおりであります。

次に、専決第8号 令和7年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ9,162万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,846万1,000円としたものであります。

歳入では、一般被保険者第三者納付金を追加する一方、国民健康保険税、県支出金、繰入金を減額したものであります。

また、歳出においては、事業費の確定見込みにより、総務費、保険給付費、保健事業費等を減額する内容となっております。

次に、専決第9号 令和7年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ799万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,960万2,000円としたものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び健康診査事業の受託事業収入の確定見込みにより追加する一方、歳出補正に伴い、繰入金を減額したものであります。

また、歳出においては、事業費の確定見込みにより、総務費、保健事業費等を減額する一方、後期高齢者医療広域連合納付金を追加補正する内容となっております。

次に、専決第10号 令和7年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,573万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ24億5,210万1,000円としたものであります。

歳入では、収入見込みに伴い国庫支出金を増額する一方、介護保険料及び支払基金交付金、県支出金、繰入金を減額するものであります。

一方、歳出では、事業費の確定見込みにより、総務費、保険給付費、地域支援事業費について減額補正を行うほか、歳入との関連で、予備費を追加補正するものであります。

次に、専決第11号 令和8年度南会津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、南会津町議会議員補欠選挙に対応するため、総務費を670万円追加するとともに、予備費を670万円減額し、予算の総額を調整したものであります。

以上、専決処分いたしました7件の説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようお願い

願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 専決第5号の主な改正内容、条例改正等の説明書のほうで質問したいと思います。

丸の1の個人住民税、丸が3つあります。そのうちの個人住民税と軽自動車税と固定資産税について聞きたいと思います。

個人住民税の黒ポチの3つ目に、災害リスクの高い土地を優良住宅地の造成等のため、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例から除外する、これをもうちょっと具体的にご説明いただきたいと思います。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 今ほど質問のありました災害リスクの高い土地の関係なんですけれども、これについては、新旧対照表の35ページになります。

まず、地滑り防止区域ですとか急傾斜地崩壊危険区域、それと土砂災害特別警戒区域、それと浸水被害防止区域、こちらに該当する場合については、この特例から除外されるものです。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 課税の特例、この部分について、もう一度説明いただけますか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 新築等で住宅を建てる場合に、土地の譲渡をされるわけなんですけれども、土地の譲渡をしたときに、譲渡した時点で、土砂災害警戒区域であったりした場合については除外するというものなんです……。

○山内 政議長 説明よろしいですか。

税務課長。

○渡部さつき税務課長 土地の譲渡をした場合に、新しく家を建てる場合に、地震等で地滑りをしないような土地であったり、浸水しないような土地であったり、急傾斜地等に家を建てないことを優良住宅地と言っているんですけれども、そういった土地に建てた場合に、崩壊とかがあると大変なので、今回については、そういったところを除外するということを言っております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それでは、2丸目の軽自動車税について、環境性能割を廃止するということですが、廃止されることで、もともとは取得税というのがあったんですけど、そこから、7年前に環境性能割という制度ができたというふうに記憶しているんですけど、購入される方に対しては好影響になるということでしょうか。どのような影響がありますか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 購入される方については、税金が環境性能割がかからなくなります。

町に入ってくる税金が少なくなるんですけども、その分については、減収補填特例交付金のほうで賄われることになっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 次の質問をしようとしたところで答えられましたけど、2019年に創設されて、車両の燃費性能に応じて最大2%の購入時税金が課されなくなった。これは、全国の自治体でいうと、約2,000億円が減収となるというふうに総務省のページに出ているんですけど、これは我が町では、この環境性能割の収入減というのはどのくらいになるんですか。それは、今説明された新たな交付税で措置されるということなんだと思うんですけど、どのくらいになるか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 令和7年度の実績では、402万3,000円となっております。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それで、この制度ができたのは、先ほど申しましたように2019年、7年前で、地球環境負荷の低い車両を優遇するということで、税金が低くなったり高くなったりということがあったんですけど、このことは地球環境全体を考えると、決してよい結果だけではないのかなというふうに思うんですけども、その辺の情報は何か入っていますか。なければならないでいいです。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 詳細については把握してございません。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、続いて、固定資産税についてお尋ねしたいと思います。

家屋の免税点が20万円から30万円に引き上げ、償却資産は150万円から180万円に引き上げられるということで、我が町の税収に与える影響というのはどのくらいになるのでしょうか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 引上げについてなんですけれども、家屋につきましては、7年度の数字を実績を基に計算してみますと、188件ほど増となります。金額、税額でいきますと、44万円程度になります。償却につきましては、344件の増で、税額で231万円ほど減収となります。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

償却資産の免税点引上げ、償却資産で太陽光発電所とか、そういうのがあると思うんですけど、免税点の引上げについて、例として、評価額1,180万円の償却資産は、180万円が免税になって、1,000万円に対する固定資産税1.4%を掛ける、税額は14万円徴収するというような考え方でよろしいんですか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 議員のおっしゃるとおりでよろしいと思います。

○12番 楠 正次議員 以上です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 専決処分について、私からは、専決の第7号、専決の第8号について質問してみたいと思います。

それで一応、項目が幾つかあるので、最初に申し上げておきますが、まず、一般専決の2ページで、歳入に関する点であります、法人事業税交付金、地方消費税交付金、そして地方交付税の点。

それから、歳出に移りまして、一般専決の37ページ、款が民生費、項が社会福祉費、目が老人福祉費、節が負担金、補助及び交付金です。

3つ目が、一般専決38ページ、同じく款が民生費、項が社会福祉費、目が老人福祉施設管理運営費、節が委託料。

4つ目でございますが、一般専決47ページ、款が商工費、項が商工費、目が商工振興費、節が負担金、補助及び交付金に関して。

最後になりますが、一般専決の57ページ、款が教育費、項が社会教育費、目が社会教育総務費、節が負担金、補助及び交付金。

さらに、専決第8号については、国保の専決6ページで、款が県支出金、項が県補助金、目が保険給付費等交付金、節が普通交付金、これについては歳入であります。

歳出については、国保専決の11ページになります。款が保険給付費、項が療養諸費、目が一般被保険者療養給付費、節が負担金、補助及び交付金の件について質問をさせていただきます。

まず初めに、歳入に関する件ですが、専決の2ページ、法人事業税交付金、それから地方消費税交付金、そして地方交付税が増額されておりますが、これについて、増額されたそれぞれの理由と、それに対する確定といいますか、交付金が入ってくるのが分かった日にちを教えてください。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えいたします。

まず、法人事業税交付金につきましては、県が徴収した法人事業税の一部が各市町村に案分されて交付されるもので、詳しい分析はできておりませんが、予想よりは法人のほうの業績が上がったのではないかというふうに予想しております。

また、地方消費税交付金につきましても、県が徴収した地方消費税が町のほうに案分して交付されるものですが、こちらも消費活動が上向いていたのではないかというふうに考えております。

地方交付税につきましては、これは特別交付税でございまして、増加の主な要因につきましては、令和6年度の除雪経費、こちらが影響して、今年度、令和7年度の特別交付税に反映されて、予想よりも多く交付されたのが主な要因となつてございます。

申し訳ございません、判明した日にちにつきましては、ちょっと手元に資料がございませんので、お答えできません。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 こういう予算書を拝見するときに、お金が増えたんだからいいだろうという、スルーすべきかどうか、ここは非常に検討に値することで、実は国の政策が変わる、つまり、先ほども説明ありましたが、条例が変わるとするのは国の制度が変わって、法律が変わって制度が変わっていくという、それが地方でどういう、いわゆる恩恵を被るのか、あるいは地方に、国としては総体的にそういう方向であっても、地方として、それが必ずしも適する制度設計になっているのか、あるいは条例改正した場合に、問題が起こることはないのか、ここの検証をしなきゃいけないんですね。

したがって、先ほど説明がありましたけど、予想ではという話なんですけど、これは、この分析の実態が分かるのは、いつ頃になりますか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長　お答えいたします。

これから決算議会に向けまして、詳細に分析をしたいというふうに考えております。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　いつ、こういう情報が町に寄せられたのか。このことによって、分析のタイミングといいますか体制という、そういうものがあるので、必ずしも国が示された時点が、町の状況として対応し切れない状況になっている、そういう日、そういう時期であることもあると思うんですね。

その場合に、これ国全体のことなので、国には国の理由があるんでしょうけど、そういうデータ、あるいはそういうお金の流れを決めるときに、やはり地方のこと、交付する相手先の状態を考えながら、国は決定をしなきゃいけない、通知をしなきゃいけないと思うんですが、これらについて、町村会で問題になったことがあるかどうか確認します。

○山内　政議長　町長。

○渡部正義町長　南会津地方町村会としては、それらについて議論になったことはございません。

○山内　政議長　９番、湯田芳博君。

○９番　湯田芳博議員　それがいいのか悪いのか、私にはよく、確定することはできませんが、つまり国がやっていることに、やっぱり地方から要望なり地方の実態をしっかりと上げて、そういう予算の管理を、地方自治体が扱いやすいような方法を限りなく提案していかなきゃいけない、私はそんなふうに思っているんですね。

まして、地方消費税交付金についてもそうですけど、消費が活発化したんではないかと言いますけど、私は実体経済の中で過ごしていると、消費が活発化したという要因が見つからないんです。でも、私たちの視野が狭いのか、報道内容がそこをつかみ切れていないのか、それは分かりませんが、なるほど、私たちはその部分を見落としていましたねというようなところを探り当てたいんですよ。

したがって、いわゆる活発化したんではないか、消費活動が予想以上に潤沢に行われたんじゃないか、ここのところをやっぱり確定してほしい。早く確定をして、それによって政策というのを打って出るわけですから、あるいは私たちは政策は立てられないかもしれない、提案することはできるわけですね。

ここのところをもう少し考えながら、これから、できればタイミングよく、これらの分析をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○山内 政議長 総務課長。

○遠藤知樹総務課長 お答えいたします。

ご指摘いただいたように、我々もいろんな情報を得て、その都度、分析していきたいと思っております。

先ほども、消費活動が活発化したというふうにお伝えしましたが、これは物価の高騰もかなり影響しているんじゃないかというふうに考えております。こちらにつきましても、決算議会に向けて、分析を深めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 そうですね、いわゆる物価高騰による全体の消費活動という、件数というよりは額が上がっていく。そのところの、いわゆるパーセンテージといいますか割合を見ないと、地域の経済をどう活性化していくのか、地域の経済にはどこに問題点が生じているのかというのを見過ごすことになる。

だから、データってとても大事なもので、しかもそのデータは、タイミングよくつかまないと、これ、後追いしても手が打てない場合もあるので、そこは国から示されたのが遅かったじゃなくて、こういうタイミングで、こういうふうな事情があるので、このタイミングで示してほしい、あるいは概算でもいいから、そこは要求していくべきだというふうに思いますので、今後、これは提言をしておきたいと思います。

次に移らせていただきます。

2 番目に、一般専決の37ページですが、先ほど申し上げた項目の中で、南会津町社会福祉協議会の減額が上がっております。この理由を教えてください。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○大竹政範健康福祉課長 お答えいたします。

社会福祉協議会の円滑化補助金の減額につきましては、訪問介護、それから訪問入浴、在宅介護支援事業、様々な事業をやっていますが、この中でまず、社会福祉協議会が請け負っているところのパソコンのリースを、月額から年間に切り替えて、経費の節減を図ったということが一つございます。

それから、人件費の時間外手当の減少、さらには、新たに訪問介護の中で、子育て世帯へのヘルパーサービスを始めたことによって、新たな収入も生まれたということで、こちらの合計で大きく減額になったということでお聞きしております。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 今の答弁で、流れというか、一つの全体的なプラスマイナス、理解できた、これ、今は持ち合わせていないんでしょうけど、後から示せますかね、額。これ専決事項なので、委員会で質問していませんから分からないんですが、どうでしょうか。

○山内 政議長 健康福祉課長。

○大竹政範健康福祉課長 今、手元に資料はございませんが、後ほど、そういった資料の提出は可能だと思っています。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 それじゃ、次に、3 番目に移らせていただきますが、一般専決の38ページですね。ここで、先ほど申し上げました中で、指定管理料ですが、高齢者生活福祉センターで減額になっております。あるいはデイサービスセンターの減額、この2つについて、その理由を説明してください。

○山内 政議長 館岩総合支所長。

○阿久津勝英館岩総合支所長 お答えいたします。

まず、指定管理料の高齢者社会福祉センターの減額903万7,000円のうち、館岩の高齢者生活福祉センター高夕についての減額が691万円ほどございます。

高夕につきましては、社会福祉法人南会津会に事業を委託して行っておりますけれども、事業は2つの事業がございます。一つが通所介護事業、こちらはデイサービス事業でございます。そして、もう一つが、居住事業と申しまして、冬場の間、高齢者の方が自宅から離れて高夕のほうにお住まいになる、そういった事業の2つでございます。

まず、通所介護事業につきましては減額でございますが、内訳が520万9,118円、約520万円でございます。具体的な内容につきましては、まず収入として見込んでいた部分が、利用者の増によって290万円、約300万円ほど増額になったのが一つ、そして、支出のほうでいきますと、当初想定していた職員の給与が、人事異動によりまして金額的に下がったというところで、それが大体240万円ほど、そして、もう一つが、準社員だった職員をパート職員に替えた、そういったところで人件費が二百数十万円さらに下がった、そういったところが合計で520万円ほど下がった原因です。

さらに、居住等のほうですけれども、3月議会でもお話ししましたが、これまで宿日直職員を配置していたところをアイネットの見守りサービスに変更したことによりまして、140万円ほど減額になりました。そういったところで、合わせて691万円の減額になったところでござ

ならない、あるいは改善を望む事項が隠れている場合があるということを申し上げて、次の質問に移ります。

4 番目ですが、一般専決の47ページ、ここでは、先ほど申し上げた項目の中のビジネスチャレンジ支援事業補助金、それから小規模事業者等活性化事業補助金、まちなか空き店舗等利活用支援事業補助金、この3点の減額の理由を教えてください。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

減額の理由ですが、当初予算で見込んでいた予算額、さらには件数に満たなかったことによる実績が、当初の計画よりもなかったことによる減額というふうになっております。

以上です。

○山内 政議長 9 番、湯田芳博君。

○9 番 湯田芳博議員 当初の見積りというか、計画に満たなかったということは、この補助金には、実は観光事業のみならず、地域の商店街等の活力を引き出す、そういう狙いが隠れているというか、それが秘められていると。それが実は、こちらの期待の動きがなかったということではよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 商工観光課長。

○湯田賢史商工観光課長 お答えいたします。

当初の見込みに対して、実績が思ったほど伸びなかった理由につきましては、今後、決算議会に向けながら分析をしていきますが、当初予算を編成する過程において、実績が伸びていないこと、中間での見直しを行いました。その中の分析・検証の結果といたしましては、やはり我々が伝えたいこと、この補助金の内容がしっかり伝わっていないなということを反省として挙げました。

その結果、令和8年度の当初予算の説明の中でもさせていただきましたが、まずはしっかり届けるために、分かりやすい補助の事業名称に変更いたしました。さらには、本当に商店をもう一度やりたい、起業したいという方々が、そういった要望に応えられるような補助の見直し、補助の拡大も行いました。さらには、もう8年度始まっておりますが、こういったものを実績を上げるために、さらにはしっかり伝えるために、今年度は相談期間というのをつくりました。

その結果、今までこの補助金は、あまり反応がなかったんですが、来月、経営支援相談期間ということをして、この補助金をチラシに盛り込んで周知した結果、既にこちらの予定している6件、7件の問合せがございましたので、我々の反省といたしましては、しっかり補助金

を見せる努力をする、こういったことを望んでいる方々に伝える努力を、前年度の反省からしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 多分、私が推測するに、いわゆる制度上、机上の論理で、どうしても町執行部側の人たちは、通常業務が非常に煩雑化しています。国の制度もそうです。県の、国のそれを受けて対応する県、できるだけトラブルがないようにということで、あるいは公平性を保つ上で、そういうふうに細分化されていくんでしょうけども、その中で、現場に出る時間がないんですね。私はそう確信しています。

私たちが代わりに電話を受けて、現場の様子を聞きに行きますと、いわゆるかゆいところに手が届いていないんですよ。幾ら議会で議論して、立派な制度をつくって、チラシを作っても、かゆいところに手が届かなかったら、これは問題解決にならないわけです。

今答弁あったことに期待しますので、これから一つ一つ、どちらかというと、捉え方の中に問題点があるんですが、それは、何でこんなことを俺たちがやらなきゃならないんだろうという、いわゆる固定観念がよろしくないです。例えば、こういう仕事は、役場の職員として当然なんだけど、こういう仕事は違おうだろうみたいな、そういう振り分けが実はされていることも、私たちは耳にしています。

つまり、役場に足を運んで、私のところに電話するよりも、担当者に言って、しっかりとそこは伝えて、できないものはできない、できるものはできる。だけど、自らできることもあるはずなんだから、そこをお互いに共有しなさいというふうに私は言うんですが、それができない。

それは、個人を責めるわけでも、役場の職員を責めるわけでもないんですが、ここが実はミスマッチになっているので、こういう結果になるんだろうと思いますから、今後はぜひ、そういうことをしっかりと分析をして、時間をつくりながら、あるいは時間を出せるような体制を町長に求めながら、これから執行していただければと思います。

次に移ります。

これは教育に関する件なんですが、一般専決の57ページ、ここで、先ほど申し上げました項目の中で、田島祇園祭の屋台歌舞伎、この運営費補助が減額されています。この理由を教えてください。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○齋藤 成生涯学習課長 答えいたします。

田島祇園祭屋台歌舞伎運営費の補助でございますが、田島祇園祭屋台歌舞伎保存会のほうに補助をしております。この補助金のほかに、このほかには屋台の協賛金、あと、その他の収入といたしまして、特別公演等の協賛金、あと寄附等を頂いて、この会が運営しております。

今回、補助金が減額になった理由といたしましては、まず協賛金、特別協賛金が約40万円ほど、予算額より増えております。あと、支出のほうで大体200万円ほど減っておりますのは、依頼を受けて公演している経費が、昨年度、依頼公演がなかった経費が大体16万円、あと、12月に田島小学校3年生の特別公演がございます。こちらの経費で、かつら等、大道具等の経費が安く抑えられたということと、あと祇園祭の経費、こちらのほうで、化粧等の材料費等が大きく減額できたということで、総額で240万円ほどの補助金の減額となっております。

以上です。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 協賛金が増えたということは、どのように取っていいのか。例えば、いわゆる歌舞伎事業を、非常にこれから大事に思いながら残していこう、そういう前向きの姿勢で捉えてよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 生涯学習課長。

○齋藤 成生涯学習課長 答えいたします。

そのとおりだと思います。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 了解しました。

それじゃ最後に、国保のほう、国保の専決の6ページ、保険給付費等交付金なんですが、普通交付金が7,400万円ほど減額されています。これの理由を教えてください。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 答えいたします。

今回の普通交付金につきましては、4月から9月でかなりの経費がかかりまして、12月に一旦補正をしております。今回減額になりましたのは、10月以降、11月以降の分で、給付の部分が見込みより大きく減りまして、かなり7,400万円という大きな金額が減額ということになってございます。見込みの給付より減ったということが原因となっています。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 それでは、見込み違いをした原因というのは何か検証されていますか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 答えいたします。

12月に補正した時点で、4月から10月の実績と、あと前年度の実績を基に、足りるかどうかなということで積算をいたしました。そのところ、このままの実績でいくと不足するだろうということで、追加をさせていただきました。しかしながら、結果としましては、給付の部分が大きくなかったということで、今回減額となったものでございます。

○山内 政議長 9番、湯田芳博君。

○9番 湯田芳博議員 いろいろと業務が多般にわたって細分化されているので、難しいと思いますが、やはり見込み違いをできるだけ小さい状況に導いていかなきゃいけない。予算というのは一旦枠をはめると、その枠で型がはめられるというか、使い方が抑えられるので、ここは極力今後、見込み違いないように誠意、頑張ってもらいたい。

以上で終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 私からは1点で、専決第5号の町税の一部改正の中で、軽自動車税であります。

これ、条例改正等の説明書の1ページになりますが、この中で、ユーザーの関係での軽自動車税の環境性能割を廃止というのは理解はされます。あと、軽自動車税の種別割というふうなことで、それを含めて、軽自動車税ということで改正をするということの内容であります。この中で、南会津町としても、非常に軽自動車の台数が多いということと、税収も多いということになっておるわけですが、詳しい、以前からの、燃費基準等に応じて課税されていたということで、3輪、4輪の事務の軽自動、以上の関係での区分とか、重課税率ということでの13年経過というようなことがここに残っているわけなんです。これ、処理負担軽減、簡素化のためというような理由と、種別割も一本化、軽自動車税というようなことで、戻すということで、事務的なものことかなというふうに判断しておりますが、それぞれの軽自動車税としての区分は残るのかなというふうに見ておるんですが、その辺はどのように見たらよろしいでしょうか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 今ほど言われました区分については、そのまま残ることになります。

あと、こちらの条例改正の分の負担軽減の部分でございますが、こちらについては、自動車

会社さんでしたり、車を購入された方が申請する手続のほうが簡素化されるということでございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 今ほど初めの中で、課税の内容については変わらないということでしたが、それに、変わりはないということで見てもよろしいわけですね。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 課税の内容については変わりません。

○2番 芳賀正義議員 分かりました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 税条例の改正、先ほど12番議員もお話ししたと思うんですが、いわゆる免税点という話なんですけど、多分、結局、ちょっと説明書、20万円、30万円に家屋上げますよという話があって、もともと土地が多分30万円だったんですね。結局、それにそろえた形の条例改正ということで、あと償却資産、150万円から180万円。あくまでも免税なので、多分150万円は低いんではなくて、あくまでも151万円の方々が今度かかるという形での理解でよろしかったんでしょうか。ちょっと12番議員の最後のところが、何か引いちゃった数字だったような気がしたんですけど。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 先ほど、専決第5号の南会津町税条例の一部を改正する条例の中で、先ほど楠議員のほうから質問がありました固定資産税の免税の関係だったんですけれども、12番議員のほうから、課税標準額1,180万円から180万円を引いて、課税標準額が1,000万円、そこに1.4%の税率を掛けることでよろしいかという質問がございました。

私、そのときに、よいと思いますというふうに答えたんですけれど、免税点の話なんですけど、免税点については、同一人が同一の区域内において、家屋ですとか償却の課税標準額の合計額が、今回の家屋でいいますと、30万円以下の場合については免税をするよということでございます。同一人が同じ区域に所有する償却資産や家屋の課税標準額の合計額が、ここでいいます家屋であれば30万円、償却であれば180万円以下であれば、免税をしますということです。

ですから、先ほど楠議員の話の中で、課税標準額から180万円を引いた金額に税率を掛けるとおっしゃられたんですけれど、その点については、私がよいと思いますと表現をいたしました。おわびをして訂正したいと思います。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 多分おっしゃっている、あくまでも免税、要は今までのいろんな人の話を聞いていると、土地を持っていたとしても評価額が30万円までいかないと、そもそも納付書が来ないという話はよく、今までも聞いていたんですね。これ、施行は来年度からだと思うんですけど……。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 令和9年4月1日施行となっております。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 ということは、来年、今まで払っていなかった家屋、例えば25万円の評価額の方に新たに納付書がいて、その中には、ある程度説明文なり何なりが入って、条例が改正されたので、要は令和9年度からはかかりますよという納付書がということの理解でよろしかったでしょうか。

○山内 政議長 税務課長。

○渡部さつき税務課長 免税点上がるので、家屋でいえば、今までは課税標準額が20万円以下の人にはかからなかったんですけど、来年からは30万円に、それが引上げになります。だから、25万円の人については納付書が届かないようになります。

○山内 政議長 税務課長に申し上げますが、質問は、25万円の人に納付書がいくんですか、説明書がいくんですかみたいな質問だったんですが、休議しますか。

税務課長。

○渡部さつき税務課長 25万円の方については、納付書が届かないので、そういう説明書はいかないようになります。

○山内 政議長 14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 私のほうの勘違いの金額だったので、20万円から30万円に上がるという話だったので、了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決定しました。



◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第5、議案第36号 工事請負契約について（南会津町防災行政無線設備更新工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第36号 工事請負契約について（南会津町防災行政無線設備更新工事）をご説明申し上げます。

本案は、田島地域のデジタル防災行政無線設備について、整備後17年が経過し、保守期間終了により修理不能な設備もあることから、新方式のシステムへの移行と既設設備の機能を増強させるため、防災行政無線設備及び各中継局を3か年の継続事業により更新するものであります。

契約につきましては、現行システムと互換性を図り、通信の安定性を確保する必要があることから、既存設備や製品及び技術に精通する株式会社カナデンエンジニアリング東北支店を単一選定とする随意契約とし、去る4月15日に見積書を徴取した結果、4億7,300万円で同社と請負契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工期は令和11年3月30日を見込んでおります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 17年経過する、2008年の平成20年ですね、15億7,000万円の予算で、新しく大規模なのができて、17年で更新、古くなって、現行の周波数帯も変えるみたいな中身ですが、これ詳しく4億7,000万円、我々素人としてみれば、どこが一番この費用で、人件費なのかもしれないし、機械自体、工期も含めて、全部交換になる、具体的な部分をもう少し詳しく説明いただければと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 お答えいたします。

今回の工事につきましては、まず、基本的な現場調査から入ります。さらに今後、新方式というところで、今までと違った方式が取られますので、それに合った機器の製造、あとは、将来的に戸別受信機ではなくて、スマートフォンなどのアプリを利用した防災アプリの利用をするような形を取っていきたいと思っておりますで、そのアプリの制作、あとは、現場においての各中継所、老朽化によるものの更新、そういったものが主なものでございます。

特にどの部分にどのぐらいかかるかということの詳細につきましては、今現在は把握してございませんので、お答えすることはできません。

○山内 政議長 13番、湯田哲君。

○13番 湯田 哲議員 スマホのこともちょっと引用しようと思ったんですけども、前回、皆さんご存じでしょうけど、町の情報自体もスマホだったり、当時、この導入の段階でも、多分クラウドとか、無線でやっている自治体がどこかであって、ああいう大きな巨大なものを使うことが、果たして情報伝達には、これから携帯なんではないかなという時代も、当時はそれも議論されていた、話があったようにあります。これほどスマホが進化するというのは、多分当時は考えられなかったと思うんですけど。

詳しいことはともかくとして、ぜひこの4億7,000万円、精査する部分は、僕たち委員会が違いますので、ぜひその辺はしっかりと見て、その後また修正で、こう変わりますとかというのがよくあるので、ぜひ4億7,000万円を大切に使ってもらいたいと思います。意見です。要望して終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 2点ほど、ちょっと質問させていただきたいと思います。

まずは、契約の相手方が仙台市青葉区の株式会社ということで、ここに書いてあるとおりなんですが、当初、この設備が設置される当時の会社というのは、また違うのかなというふうに、大手の企業かなというふうに見ているんですが、その辺、この契約の相手方というのについてはどのような、場所はこうに分かるわけですが、何を専門としてこうにやっておられるのか、その辺まず聞きたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 答えいたします。

今回契約いたします株式会社カナデンエンジニアリングにつきましては、今まで防災行政無線の保守ですとか点検・修理などを行ってきた業者でございまして、先ほどの事業の更新に当たって、一番精通しているというところもございまして、ここに1者ということで選定をいたしまして、今回の契約をするものでございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 点検の事業者ということであるわけですが、非常に新方式とか、新たに設置するような、更新ではあるんですが、新たな方式でというようなことでの、みたいでありますけど、それで、普通ですと、大手ですとゼネラルとか富士通とか、大きなところで設置したと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 設置につきましては、三菱電機さんだったと認識してございます。

以上でございます。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 それでは、設置は三菱というふうなことで、今までの例ですと、それらの会社が維持管理もしていくというようなことでありますけども、その後、今言われたカナデンエンジニアリングというふうなことで、点検をずっとしているということであると思うんですが、第1回目の設置時から、この会社が請け負って点検をされているということで見てもよろしいんですか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 答えいたします。

三菱電機さんで設置工事しまして、その後、その事業を三菱さんが西菱電機というところに譲渡をしました。その後、カナデンさんのほうで引き継いで、保守・点検・修理などを行っているところでございます。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 その点は分かりました。

先ほど議員からも申し上げた、もう一つなんですけど、もう一つのことの質問なんですけども、非常に今まで防災無線を運用している中で、不感地帯とか、私も何回も申し上げましたが、非常に火災の発生の発令が悪いとか、伝達されていないとか、そういうような問題点が今までもあったと思います。

4 月12日に火災がありましたけど、それらを解消する、非常に新方式の立派なそういう面も、人間ではできない、機械にすればできるような内容のもの、どういうもの、先ほどは一部ありましたけども、その辺、具体的に運用する中で、非常にこういうふうに難しい、人では難しいものがこうにあるわけですが、それらを十分取り入れて、新方式の中で整備していくということが大事なと思うんですが、その辺はいかがですか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 答えいたします。

不感地帯の箇所はもちろんでございますが、今後、やはり今の戸別受信機であると、例えば町外に行っていて聞き逃して、今も戸別受信機のほうは録音機能がついておりますが、ずっと蓄積されており、どこに何が入っているのか分からない状況もございます。

一方、今回更新しますものについては、先ほどお話ししましたように、アプリの制作も含めて、防災アプリということで導入を考えてございます。こちらにつきましては、今のところ、音声で聞くことも可能、または文字でも残るということで、後から見返したり、ほかにいて聞き逃したということでもございまして、後で情報を得ることができるということで、そういったところでは、いろんな情報データにつきましては、繰り返し見られるということも含めて、今回の改修を進めていきたいと思っております。

○山内 政議長 2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 それでは、先ほどから申し上げておりますが、災害時の初動体制、通信体制、発令体制が非常に大事になってくるわけなんですけど、その辺はどのように、今スマホ等ここに話されましたけども、いろんな方式を持って住民に伝えていくというようなことが、より正確なものを、そういうふうに考えられますが、その辺の新方式の中で、それらの伝達の方法はどのような方法になっているのか、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 答えいたします。

今回更新する内容につきましては、今までどおり放送による、人が火災発生の放送したり、事前の録音による情報の発信などをします。

さらには今回、限られたパソコンでございますが、外にいて、そういう情報の発信が必要だということであれば、外から対象となるパソコンを利用して、情報の発信をすることも可能だということで、今回その中を、更新を考えてございます。

○2番 芳賀正義議員 以上。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それでは、4億7,300万円の財源、負担割合を含めて教えていただきたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 答えいたします。

今回の財源につきましては、地方債、緊急防災、あとは減災事業債などを充当しながら、対応してまいります。

以上でございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 緊急防災・減災事業債という話でしたけど、負担割合、こちらの充当割合というのもお知らせいただけますか。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 答え申し上げます。

過疎債と同じで充当率100%、後年度交付、元金含めて70という数字だったと思います。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 分かりました。

それで、4に書いてある工事場所なんですけど、南会津郡南会津町田島地域ほかとあるんですけど、このほかには、どのようなところが含まれるんでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 答えいたします。

基本的には、田島地域の防災無線、スピーカーですとか、そういったところの修繕になりますが、各中継所の更新も含んでおります。中継所につきましては、愛宕と駒止、さらには鬼丸もございますので、このほかというところにつきましては、鬼丸の中継所の部分が含まれてご

ざいます。

以上でございます。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

14番、高橋一成君。

○14番 高橋一成議員 防災無線ということで、要は災害があったときに一番使う状態だと思うんですが、17年前から比べると、やはり災害弱者、要はお年寄りの方が大分増えたということで、やっぱり先ほどから、いろいろ聞こえないとか、それとかスマホの話もありますが、なかなかスマホも見られないとか、あと耳の聞こえない人もいますし、あと最近は、外国人研修生ですかね、外国人研修生もちろほ姿が見えているという中で、いわゆる、私らはメールなりLINEなり、どんどん災害の情報も来るので、それに対する動きというのはできているんですが、そういう弱者に対する今回の更新時に、ここはこういうふうに、ちょっとポイント的に、弱者向けに、例えば年配の方のところはボリュームがやたら大きく出るとか、更にですね、字が大きく出るとか、あと多言語化ですかね、押すと、例えばその国の文字が出てくるとか、そういう何か対応というのは考えている、考えたというか、あるんでしょうか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 答えいたします。

今ほど、弱者というお話がございました。今回の更新につきましては、先ほど、スマートフォンのアプリを利用したということでございますが、これに加えて、目の見えない方につきましては、タブレットによる情報の発信も考えてございます。

また、スマートフォンなど、なかなか利用できない方も中にはいらっしゃいますので、その方につきましては、台数はちょっと限定してございますが、新型の戸別受信機も配備する予定でございます。

外国人向けの多言語化につきましては、今ちょっと把握しておりませんので、お答えすることはできませんが、そういったことで、皆さんに情報が届くような形で、今回の更新を考えてございます。

○14番 高橋一成議員 了解。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第6、議案第37号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業 鳥井戸橋補修工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第37号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業 鳥井戸橋補修工事）についてご説明を申し上げます。

本案は、南郷地域の山口地区に架かる鳥井戸橋について、橋梁補修工事を行うもので、去る5月14日に7者を指名し、競争入札を実施したところ、6,743万円で山星建設株式会社が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工期は令和9年1月29日を見込んでおります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第7、議案第38号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業 石湯橋補修工事）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第38号 工事請負契約について（道路メンテナンス事業 石湯橋補修工事）をご説明申し上げます。

本案は、舘岩地域の湯ノ花地区に架かる石湯橋について、橋梁補修工事を行うもので、去る5月14日に7者を指名し、競争入札を実施したところ、7,700万円で株式会社舘岩工務所が落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、工期は令和9年1月29日を見込んでおります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第8、議案第39号 物品購入契約について（小型ポンプ付積載車購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第39号 物品購入契約について（小型ポンプ付積載車購入）をご説明申し上げます。

本案は、館岩地域の塩ノ原地区に配置している消防ポンプ自動車を購入から26年が経過し、老朽化による揚水及び放水能力の低下と車両故障の頻発、交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、緊急消防車両として住民生活の安全・安心の確保に支障を来していることから、更新するものであります。

去る4月15日に2者を指名し、競争入札を実施した結果、1,617万円で株式会社ホシノが落

札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、納期は令和9年3月31日を予定しております。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

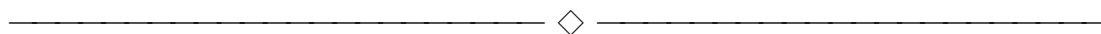
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第9、議案第40号 物品購入契約について（消防団用高視認活動服購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第40号 物品購入契約について（消防団用高視認活動服購入）をご説明申し上げます。

本案は、現行の消防団活動服が更新から20年が経過していることから、消防団活動の安全と機能性を確保するため、消防団用高視認活動服を購入するものであります。

去る4月15日に2者を指名し、競争入札を実施した結果、621万9,675円で会津消防用品株式会社が落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、納期は令和9年3月12日を予定しております。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 事業名だけ、ちょっと確認したいと思いますが、予算では、消防団活動服の更新というふうなことでの名称であったわけですが、今回事業名で、高視認活動服というふうなことで、物品名もそのようになっているわけですが、それらは消防団員の服装に関するということでの例規みたいなものがあるわけですが、その辺に変更があったということを見てよろしい、名称がですね。その辺はどのようなになっているのか、お聞きしたいと思います。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 お答えいたします。

事業名としては、議案に出しております消防団用高視認活動服購入事業ということになってございます。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 今回購入する活動服の製品そのものが、高視認の活動服ということでございますので、その名称を今回、起用させていただきました。

○山内 政議長 2番、芳賀正義君。

○2番 芳賀正義議員 内容的に比較、団員としての服の中での規格が変わったというふうなことじゃなくて、名称がこのようになったということを見てよろしいんですか。

○山内 政議長 住民生活課長。

○廣野友一郎住民生活課長 機能としましては、今まで紺色1色でございましたが、胸の部分にオレンジ色が入っておりまして、遠くからでも見やすいということで、安全性も確保された

ものということで、購入をするものでございます。

○2番 芳賀正義議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

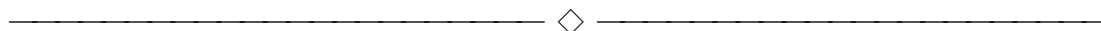
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第10、議案第41号 物品購入契約について（会津高原南郷スキー場施設整備事業 整備用機器購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第41号 物品購入契約について（会津高原南郷スキー場施設整備事業 整備用機器購入）をご説明申し上げます。

本案は、会津高原南郷スキー場で稼働しております草刈り機について、購入から19年が経過し、老朽化による機能低下や修繕時における交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、スキー場の管理に支障を来すおそれがあることから、去る4月27日に3者を指名し、競争入札を実施した結果、有限会社マスヤが1,353万円で落札いたしましたので、同社と物品購入契約を

締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、納期は令和8年8月31日を予定しております。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 このハイドロマチック・モア（TJM-01）というのを調べてみますと、車高を変えられるとリモートで操作ができる、登坂能力が高いとかということがあるんですけども、具体的に、今まであったものと相当違いがあると思うんですけど、その部分、ちょっと説明いただけますか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

今まで使っておりました草刈り機械については、通常の乗り込み型の機械になってございまして、今回の選定機器に関しては、リモート遠隔操作による草刈り機械となっております、現在、そういった乗り込み型の草刈り機械の製作というか、ありませんでしたので、昨年秋に南郷スキー場のほうにデモ機として持ってきてもらいまして、各スキー場の担当者が、だいくらスキー場であったり、たかつえスキー場の方にお声かけをして、デモを行ってきたところでございますが、今ほど議員からございましたように、大変性能よくて、わざわざ急傾斜地のところでも乗り込まないで遠隔操作ができる、あと蜂がいても、予防できるというようなことで、こちらの機種に選定した経過がございます。

○山内 政議長 12番、楠正次君。

○12番 楠 正次議員 それで、切り株等々も、車高を変える、リモートで車高を変えて、ある程度のものは、そのままよけないでも越えていくというふうに書いてありましたけど、それが事実かどうかと、あと登坂能力、スキー場だとかなり、35度とかすごい急傾斜があるわけですけども、そういうところにも対応可能というふうに考えてよろしいですか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

本機については、今ほどご指摘ありましたように、斜度35度の登坂性の機能を有してございまして、急傾斜地での作業が可能のほか、先ほど申されましたように、車高調整機能により障

害物を乗り越えて走行できるなど、高い登坂性と走破性を備えてございます。

あとは、作業の安全性、あと急斜面、不整地における走破性、あと枝等の粉碎能力、あと地揃え、これについても対応可能な多目的性能を総合的に評価して、今回の選定となつてございます。

○12番 楠 正次議員 了解です。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 性能については分かりました。

今、ほかのスキー場でも、デモの見学に来られたということなんですけども、こういった機種が今後もほかのスキー場に導入されるような、そういう見通し、予定はありますか。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

今現在、ほかの3スキー場については、乗用の草刈り機が配備されているところで、それぞれ稼働しているところでございますけれども、草刈りについては、秋のスキー場の作業になりまして、実は南郷スキー場につきましても、たかつねスキー場から借りたりして、作業内容によって融通し合っているということでございましたので、南郷スキー場の新しい草刈り機も、そういったところで稼働できるのかなというふうにも考えていますし、今後、こういった乗用草刈り機の製造がないということであれば、そういったことも検討の一案にはなるのかなというふうに考えてございます。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 ちょっと別な形の質問になりますけども、昨年、町有観光施設の今後の方針が検討されて、出されたわけなんですけど、その中に、次期指定管理期間は、リフトや圧雪車などの施設維持のために最低限必要な経費は負担するが、新たな投資は原則行わないものとするというふうな一文があったんですが、これとの整合性というのはいかがでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、昨年示した今後の観光施設の方針につきましては、そのような方針を示しました。その大きな理由としましては、ご存じのように、次期指定管理に向けては、今後の5年間を見据えて、また判断をし直すというところになっております。

今回の草刈り機につきましては、今ほどありましたとおり、仮に南郷スキー場が廃止のほう

になったとしても、他のスキー場での汎用もできますし、そういったところで、今回は、施設に対する新たな投資を行わないというところはまた別という形で、整理はできるのかなと思っております。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 今回のこれを見て、圧雪車はもっと高額になるわけなんですけど、そことの線引きというんですかね、これからもいろいろと必要が出てくると思うんですけども、それについて、町が負担する部分と、そうではなくて、指定管理者のほうで負担する部分との境目というのは、どういうところで引かれるのかなというところがちょっと、ここを聞いてみたいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○山内 政議長 5 番、古川議員に申し上げますが、物品購入の契約でありますので、契約の中身について質問していただければと思います。

5 番、古川晃君。

○5 番 古川 晃議員 今回、これだけの金額で購入されるわけなんですけども、町有観光施設の方針の中には、これも経常経費、設備整備経費などは、利用料をもって充てることを原則というふうな一文もあるわけですね。ここで町がこれだけの金額を負担していくという、その部分の正当な理由というのをお聞きしたかったんですけど。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

指定管理で、当然運営のほうは、それぞれの会社をお願いをしているわけなんですけど、あくまで施設につきましては町の施設でございますので、基本的にそういった施設の整備については、町で行うべきだというふうに考えております。

ただ、おただしのとおり、どこまで町でやるのかというところにつきましては、今後、指定管理者との協議が必要になろうと思うんですが、今ほど申し上げましたとおり、基本的な施設の整備については、町有施設である以上、町がやるべきであるというふうに思っています。

○山内 政議長 町長。

○渡部正義町長 答え申し上げます。

新たな投資というところを考えますと、既存ある施設設備、機器が、これがないとスキー場が動かないというようなことで、その更新であるということから、新たな投資とは意味合いが違うのかなというふうに私は思っております。

○山内 政議長 5 番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 もし質問として望ましくないということであれば、やめますけども、町有観光施設の今後の方針の中では、経常経費、設備整備経費などは利用料をもって充てるというふうに書いてあるわけで、経常経費、機器の更新というものも含まれる意味合いかなというふうに私は理解していたんですが、その部分は違うんでしょうかね。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

ここに記載の内容につきましては、通常の運営に係る経費というような認識でおります。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 そうしますと、今まで使用していたものの更新という部分については、これは今後、町が持っていく、そういう、今回ここでこういう前例ができれば、この後もこれを踏襲していくようになると思うので、そういうような確認ということでよろしいのでしょうか。

○山内 政議長 総合政策課長。

○佐藤隆士総合政策課長 答えいたします。

当然、ケース・バイ・ケースはあろうかと思うんですが、基本的には私が今申し上げましたとおりの内容になろうかと思しますので、議員の解釈でよろしいかと思います。

○山内 政議長 5番、古川晃君。

○5番 古川 晃議員 じゃ、この辺で止めておきたいとは思いますが、その辺の圧雪車と草刈り機等の区別、圧雪車ですと、町で保有している台数が一覧表になって出てきて、これだけの年数があって、今後こういうふうに更新していきますというような計画を、以前見たことがあるんですけども、こういった草刈り機のようなものについてもあるんだというふうに、今回、私も初めて知った部分ありますので、こういった、決して少額な物品ではないと思しますので、こういった部分についても、更新計画というのをしっかりつくって、明らかにできればな、していただければなというふうに思しますので、その辺ちょっと要望を言いながら、質問終わります。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 私からは、1点だけ確認をさせていただきたいと思います。

今回、3者を指名して、応札したのが1者ということなんですが、大手の2者が辞退した理由について、つかんでおられましたら、お示しいただければと思います。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

2者とも聞き取り調査をさせていただきました。取扱いできる製品ではございますけれども、常時取り扱っている製品でないため、対応できる担当職員の対応が困難であるというようなことを言われてございました。

以上です。

○山内 政議長 6番、渡部裕太君。

○6番 渡部裕太議員 対応が難しいということで、指名する際にその点の確認というのは、そもそもないものなのか、やはり指名した後で、そういった状況になってしまうのか、その点について、入札の流れといたしますか、その方法として、そもそも対応できない可能性のある業者を指名するのですとか、そういったところに関して、どのような、これまでもそうだと思うんですが、流れの中で指名をしているのか、その点について伺いいたします。

○山内 政議長 南郷総合支所長。

○平野芳和南郷総合支所長 お答えをいたします。

今回の草刈り機につきましては、農地、山林、公園、あと道路脇等の草刈りなど、主に農林業や造園業で使われておるものでございます。一般的には農林用機器や造園用機器等に分類されるため、町に物品購入指名参加願を提出されております町内業者の中から、農林業機器等の販売実績のある3者のほうに業者選定をしたものでございます。

○6番 渡部裕太議員 了解しました。

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

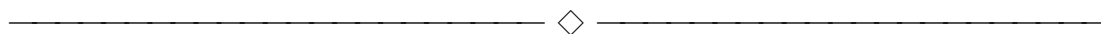
ここで暫時休憩します。昼食休憩とします。

なお、再開は午後１時です。

休憩 午後 零時 〇 １ 分

再開 午後 １ 時 〇 〇 分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第４２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第11、議案第42号 物品購入契約について（建設機械購入）を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第42号 物品購入契約について（建設機械購入）をご説明申し上げます。

本案は、田島地域及び舘岩地域で稼働しております除雪ドーザについて、老朽化による馬力の低下や修繕時における交換部品等の調達に不測の日数を要するなど、冬期間の通勤・通学及び住民生活に支障を来すおそれがあることから、除雪作業の円滑化による安全・安心な交通確保に寄与するため、国の社会資本整備総合交付金事業により、除雪車両の更新を行うものであります。

去る４月28日に、６者を指名し、競争入札を実施した結果、コマツ福島株式会社津支店が5,643万円で落札いたしましたので、同社と物品購入契約を締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、納期は令和９年３月31日を予定しております。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、丸山陽子君。

○11番 丸山陽子議員 納期についてお伺いしたいと思います。

ただいま町長よりお話ありましたけれども、老朽化が進む中で、また部品の交換なども含めて、早急な対応が必要というふうに考えますけれども、納期が来年の3月31日ということは、今期は使わないということによろしいでしょうか。納期が決まった理由について教えてください。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回の建設機械の購入の納期につきましては、年度いっぱいということで設定をさせていただいております。この設定につきましては、昨今の中東情勢等がございまして、年度ぎりぎりまで見させていただいたというところでございます。

しかしながら、建設機械の実際の納入につきましては、今、メーカーさんのほうと最終調整をしております、できれば12月、11月いっぱいぐらいまでに導入をさせていただきたいというところで、今調整を図っているところでございます。

○11番 丸山陽子議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、今回の除雪ドーザ2台ということで、一つは、南会津町役場と南会津町舘岩総合支所ということですから、2か所にそれぞれ、2台ずつを割り振るという理解でよろしいんですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回の除雪車購入2台につきましては、1台は本庁分、田島分でございまして、もう一台につきましては、舘岩分の更新ということでございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 それで、一応落札額が、非常にほかの関係と見てみても、大分低い額で落札されているんですが、何か背景みたいなものはありますか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回、まず入札に当たりまして、前段といたしまして、予定価格を設定する関係がございます。その中で、3者から見積りを徴収いたしまして、その中の3者の中から、一番安いところを予定価格というふうにさせていただきました。

実際、その予定価格に伴いまして入札を執行したところ、今回の落札額になったということでございまして、具体的にはこの金額になったという部分につきましては、我々のところでは、入札の結果としか申し上げることができません。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 一応、これまでの例というところとちょっと、入札、今までこういうブルなんかも何回もしてきたと思うんですが、こんなに安く応札されているという例は、これまでもあったんですか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

過去2年間の実績で申し上げますと、令和7年が約75%の落札率でございました。令和6年度については87%の落札でございまして、実際、予定価格より2割ぐらいいは、毎年落ちているような状況でございます。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 今回は、68.2%は間違いありませんよね。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

今回の落札額につきましては、68.2%で間違いございません。

○山内 政議長 15番、渡部訓正君。

○15番 渡部訓正議員 ほかのところというか、そういう全体的な傾向なりは、今回だけみたいな特別のような感じがするんです。どうなんですかね、ほかのところもやっているから、会津なんかでは結構入札が、そういう、それぞれの市町村ごとにこれはやるようになっていっているから、その結果なんかは調べたりはしていませんか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

ほかの市町村の入札結果につきましては、今現在、建設課のほうでは調べてございません。

○15番 渡部訓正議員 了解しました。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

2 番、芳賀正義君。

○2 番 芳賀正義議員 この件について、昨年の7年4月17日の2月の関係を見ておりますが、同じく14トン車の車年式で、違うのはロータリーの除雪装置というのがあります。それで、約5,000万円と少しなわけですが、これらのことを見ますと、今回非常に2台の中で、大体5,600万円というようなことになるわけですが、ロータリーの除雪装置というのが大きな金額を占めているのかなと。1台分くらい、こうにあるわけですが、その辺の相違といいますか、去年と今年の関係、確かに入札率は非常に低いんですけども、それら、ロータリー除雪装置で1台買えるような感じにも見受けられるんですが、その辺の相違はどうなんでしょうか。

○山内 政議長 建設課長。

○室井利和建設課長 お答え申し上げます。

昨年度のロータリーの購入につきましては、伊南地域に1台のロータリー車を購入したところでございまして、やはりロータリー車ですと、ロータリーの部分の金額がかなり高いような状況になってございます。

今、正確に何千万円というお金を示すことはできませんが、そういった関係で、今回は一般的な14トンの排土板式のプラウということで、動くやつなんです、そちらの一般的な機械ということで入札をしていただいたというところでございます。

○山内 政議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第12、議案第43号 監査委員の選任についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第43号 監査委員の選任についてをご説明申し上げます。

本案は、本年5月31日をもって監査委員を任期満了となります渡部寛氏を再任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

渡部氏の主な経歴は、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。

渡部氏には、令和4年6月から4年間、代表監査委員を務めていただいております。渡部氏のその豊富な識見と実績は、監査委員として最適任であることから、引き続きその任を担っていただきたいので、同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和8年6月1日から令和12年5月31日までの4年間となります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号 監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 ご着席ください。

起立多数です。

よって、議案第43号 監査委員の選任については同意することに決定しました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○山内 政議長 日程第13、議案第44号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○渡部正義町長 議案第44号 教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、本年6月27日をもって教育委員会委員を任期満了となります山本恭士氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

山本氏の主な経歴につきましては、別途配付しております附属資料に記載のとおりであります。

山本氏には、令和4年6月から1期4年間の教育委員会委員を務めていただいております。山本氏はこの間、教育の推進に日々真摯な研究を重ねてこられ、その豊かな識見と実績は教育委員会委員として最適任であることから、引き続きその任を担っていただきたいので、同意いただきますようお願いを申し上げます。

なお、任期は令和8年6月28日から令和12年6月27日までの4年間となります。

つきましては、慎重審議を賜り、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○山内 政議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○山内 政議長 ご着席ください。

起立多数です。

よって、議案第44号 教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

執行部の方は退席願います。

再開の放送は5分前に行います。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時50分

○山内 政議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎南会津町選挙管理委員会委員及び補充員選挙

○山内 政議長 日程第14、南会津町選挙管理委員会委員及び補充員選挙を行います。

本件は、南会津町選挙管理委員会委員長から、委員の任期満了に伴う地方自治法第182条第8項の規定に基づく通知により行うものであります。

選挙管理委員会委員及び補充員は、地方自治法第182条第1項の規定に基づき、議会において選挙をすることになっております。

この際、お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

続いて、お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名をすることに決定しました。

それでは、議長より指名をいたします。

選挙管理委員会委員に、渡部俊夫氏、五十嵐公隆氏、山根博氏、星欣一氏、以上の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました渡部俊夫氏、五十嵐公隆氏、山根博氏、星欣一氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位、長沼豊氏、第2順位、馬場美光氏、第3順位、星正信氏、第4順位、鈴木房夫氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

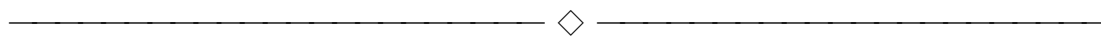
ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○山内 政議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、長沼豊氏、第2順位、馬場美光氏、第3順位、星正信氏、第4順位、鈴木房夫氏、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

以上、選挙管理委員会委員及び補充員に当選された方々には、別途文書をもって告知を行います。



◎閉会の宣告

○山内 政議長 これで本日の議事日程は全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和8年第2回南会津町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 山 内 政

署 名 議 員 渡 部 裕 太

署 名 議 員 室 井 英 雄